

|    | 事 項          | 講 師 の 所 見  | 現 状   | 必 要 な 作 業  |
|----|--------------|--|---|--|
| 1  | 常任委員会の数      | 委員会の性格には、縦割り（所管ごと/常任委員会）と横割り（事項ごと/特別委員会）がある。<br>長久手市議会の場合、くらし建設委員会の所管事項は関連性が低いと感じる。議員定数が少なく常任委員会の設置数をおさえるより、必要数の委員会を設置し複数所属とすることもできる。委員会審査を充実するためには、一定数の委員が必要であり、そのためには議員定数を増やすことも必要である。 | 3 常任委員会(定数6人)<br>議会運営委員会(定数8人)<br>議会だより編集特別委員会(定数6人)      | ○条例の改正<br>長久手市議会委員会に関する条例（委員定数、所管）<br>長久手市議会の議員の定数条例（議員定数）   |
| 2  | 予算・決算特別委員会   | 予算・決算特別委員会は、違法ではないが適当ではない。予算や決算は、恒常的に審査調査を行う必要があり、必要な時期に必要な期間だけ臨時的に設置する特別委員会の趣旨に合致しない。<br>常任委員会化して、審査に至るまでさまざまな予算・決算に関わる情報を所管事務調査等で集め審査に生かさなければ、詳細な審査はできない。                              | 予算、決算特別委員会として設置している。<br>付託議案は一般会計のみ。                      | ○条例の改正<br>長久手市議会委員会に関する条例（常任委員会の名称、委員定数、所管等）<br>○議会運営委員会申し合わせ事項の改正<br>予算・決算特別委員会については、委員数を8人とする（P10）<br>○長久手市議会運営上の先例<br>予算・決算特別委員会については、委員数を8人とする。（P21） |
| 3  | 議会だより編集特別委員会 | 議会だよりは臨時に発行するものではなく、任期中取り組むものであるため、常任委員会化することが適法であり適当である。特別委員会は適法であるが不適当である。   | 議会だより編集特別委員会として設置している。                                    | ○条例の改正<br>長久手市議会委員会に関する条例（常任委員会の名称、委員定数、所管等）<br>○議会だより編集要領の改正  |
| 4  | 副議長の委員会への出席  | 議長は地方自治法第105条により委員会に出席できるが、副議長が委員会へ公務として出席するのであれば、委員外議員の手続きが必要である。   | 副議長が議会運営委員会及び総務常任委員会（議長は委員）に議長代理又は副議長として出席している。           | 委員会条例によって定めることができる。若しくは、会議規則第66条により、該当の委員会内で委員外議員の出席を諮る  |
| 5  | 所管事務調査の手続き   | ①常任委員会等で所管事務調査を行う旨の議決を行う。<br>②議長に対して所管事務調査の事項、目的、方法及び期間当をあらかじめ通知することが必要である。（会議規則第70条）  | 常任委員会等で所管事務調査権を行う旨の議決を行っていない。                             | 委員会内で所管事務調査権を行う旨の議決を行った上で、所管事務調査を行う  |
| 6  | 閉会中の継続調査申出書  | 閉会中継続調査申出事件は、全般的・包括的なものではなく、特定かつ具体的な内容を記載すべきである。   | 委員会条例に規定する「○部に関することについて」と申出書に記載している。<br>委員長から議長へ通知をしていない。 | 閉会中継続調査申出事件として、特定かつ具体的な内容を記載する   |
| 7  | 所管事務調査の報告    | 所管事務調査の報告について法的根拠はないが、有益な情報は共有すべきである。所管事務調査の結果、見解、要望、改善すべき点等の成果を市民と共有するためにも本会議での報告が必要である。  | 所管事務調査の報告は行っていない。   | 市民への報告をどこまで行うか。<br>例えば所管事務調査の報告を本会議で行う。  |
| 8  | 委員会の公開       | 議会活動だからと委員会を全て公開すべきではない。会議の内容によって、公開・非公開を分けるべきである。   | 原則、全ての委員会を公開している。   | 特に問題があるとは考えにくいですが、非公開にすべき案件を委員会で協議することもあり得る。   |
| 9  | 委員会審査報告書     | 議決結果だけでなく議案の内容、審査の内容を記載している議会もあり、参考になるとよい。   | 委員会審査報告書には、議案及び審査の内容は記載していない。                             | 市民への報告をどこまで行うか。<br>例えば委員会審査報告書に審査内容の要点を記載  |
| 10 | 委員派遣報告書      | HPや議会だよりを通じて住民に公開するとよい。  | 委員会視察報告は議会だよりに掲載している。                                     | 市民への報告をどこまで行うか。<br>HPでの公開（報告の様式を統一するとわかりやすい）   |

## 予算、決算の審査は常任委員会

地方議会の委員会の設置数や一個の常任委員の制限廃止に伴い、委員会の活動が大きく変わると想像したが、実際は先例踏襲の運営が多い。自由化されたのだから、それを生かす必要があるが、先例踏襲になりがちだ。

そこで予算や決算の委員会の位置づけや、通年議会の是非について述べることにした。

### 予算、決算は常任委員会

毎年九月から一二月にかけて、どの地方議会でも決算を審議する。具体的な審査は委員会で行うが、ほとんどの地方議会は特別委員会を設置して審査している。

長い間、決算は特別委員会で審査するものとの意識があるので、議員は特別委員会を設置し、付託、審査することを不思議と思わなかったに違いない。

委員会には常任委員会と特別委員会がある。毎年提出される議案は常任委員会で審査するのが原則だ。予算や決算は毎年提出されるから、当然に常任委員会で審査すべきものである。

昭和二二年に制定された地方自治法は、常任委員会の設置数や議員が就任する常任委員の数を制約していなかったが、昭和三十一年の地方自治法改正で常任委員会の設置数が制約され、また常任委員の就任数も一個に限定された。

その後、平成一二年に政務調査費の法制化に伴い議会の活性化を図る方法として常任委員会の設置数の制限がなくなつたが、常任委員の就任数一個の制約はそのままとつたので、地方議会は常任委員会の数を増やすことはできなかつた。平成一八年の地方自治法改正で、議員は少なくとも一個の常任委員に就任することとされ、昭和三十一年から五〇年振りに常任委員の複數制が可能となつた。

しかしながら五〇年間、常任委員は一個と制約され、これに伴い決算審査を特別委員会で行つてきたので、平成一八年の地方自治法改正で決算常任委員会の設置が可能になつても、地方議会はそれを活用することができないのかもしれないが、やはり常任委員会による審査という原則に戻つてほしいものである。

このことは委員会制度が発達しているアメリカ合衆国の議会の歴史を見ればよく分かることである。アメリカは一七七六年に独立した。議案の提案権は議員にあるので、議案が提出されると特別委員会を設置して付託した。その議案が成立または否決されると特別委員会は消滅する。数年間、このやり方を行つたところ、議員から毎年提出される議案があるので、これらは常設の委員会、つまり常任委員会を設置して付託すればよいとの意見が出された。つまり特別委員会から常任委員会が生まれたのである。

日本では、昭和二二年の地方自治法が常任委員会と特別委員会を地方議会に同時に与えたので、常任

委員会からはみ出た案件を対象とするものは特別委員会を設置して対応しようとする考えがあるのだらう。このような発想は、昭和三十一年の地方自治法改正で常任委員会の設置数と常任委員の所属数が制限











































